

第18回トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会

第2回2024年問題対応状況調査結果報告 及び

巡回指導における勤務時間等基準告示違反の状況

2025年9月18日



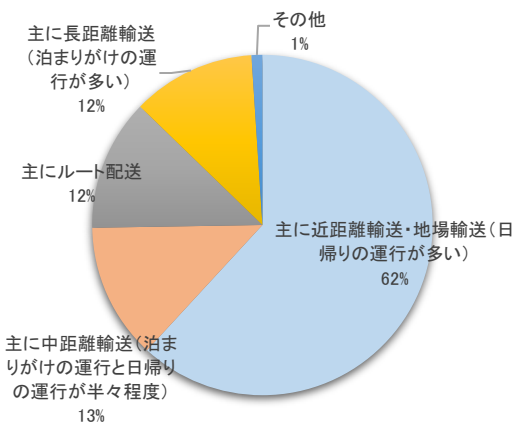
第2回2024年問題対応状況調査の概要

目的・趣旨	2024年問題に関し、2024年4月から2025年3月までの1年間における時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の遵守状況等について確認する「2024年問題対応状況調査」を、昨年11月に引き続き第2回の調査を実施。
調査手法・期間	・都道府県トラック協会、全ト協ホームページ、機関紙「広報とらっく」等を通じて、トラック運送事業者に対して調査への協力を依頼 ・インターネットWEB画面から回答(全ト協ホームページ掲載のURLあるいは2次元バーコードからWEB画面にアクセスして回答) ・調査期間:2025年5月26日～6月30日 ・回答数:1,552事業者 (※調査に対して比較的協力的な事業者から回答があったと考えられる) (前回回答数:2,973事業者)

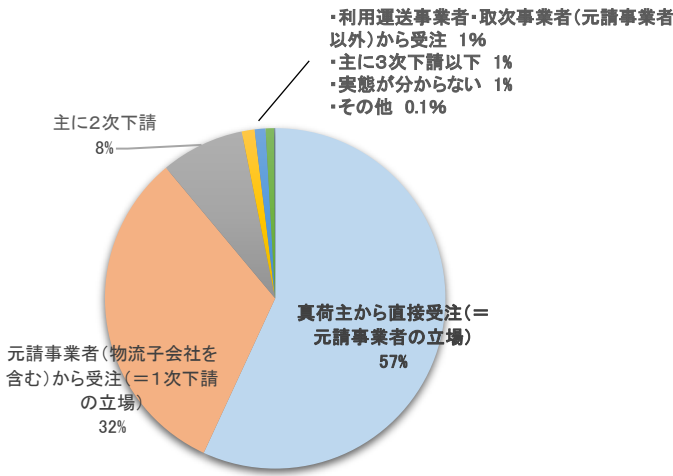
回答事業者の属性

(n=1,552)

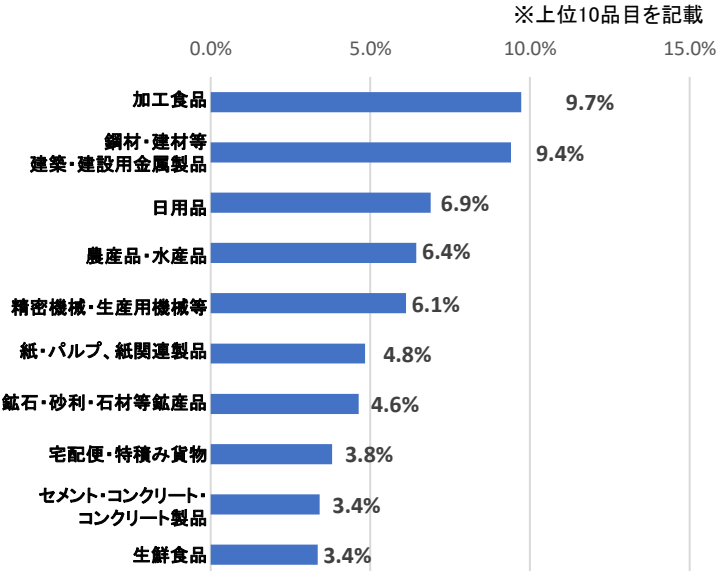
運行形態



受注形態



輸送品目

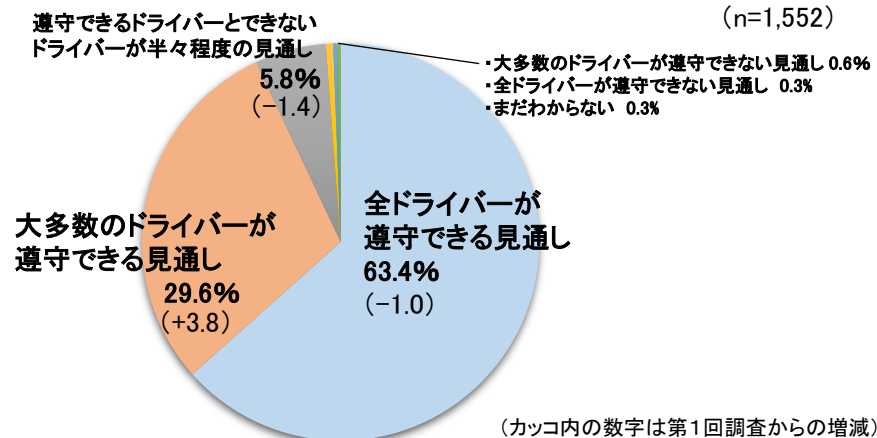


運行形態、受注形態ともに第1回調査と大きな変化無し

順位に若干の変動はあったものの、
第1回調査と大きな変化無し

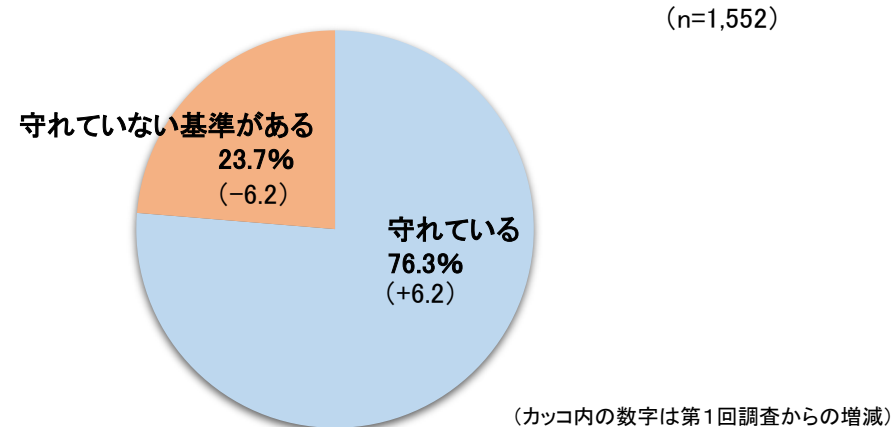
①時間外労働の上限規制(年960時間)の遵守の見通し

「全ドライバーが遵守できる見通し」が最も多く(63.4%)、次に「大多数のドライバーが遵守できる見通し」(29.6%)で、合わせて9割近くになっている。



②改正改善基準告示の遵守の状況

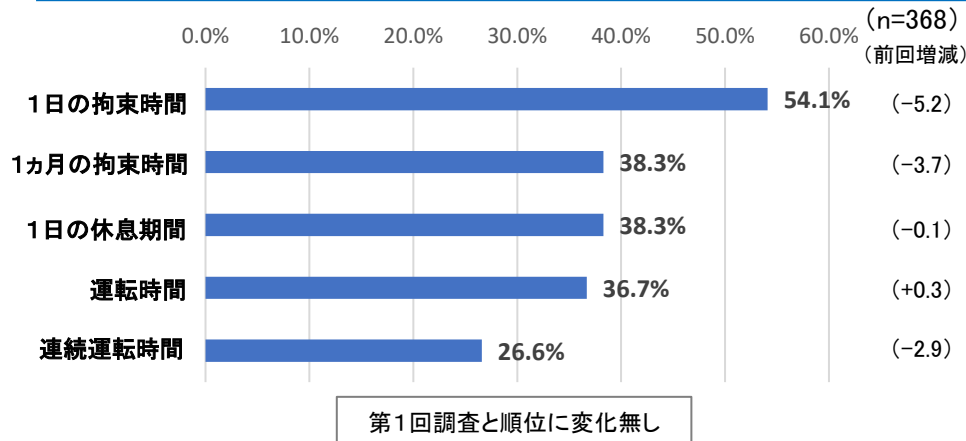
約8割が「守れている」、残りの約2割が「守れていない基準がある」となっている。



③改正改善基準告示で守れていない基準 (複数回答)

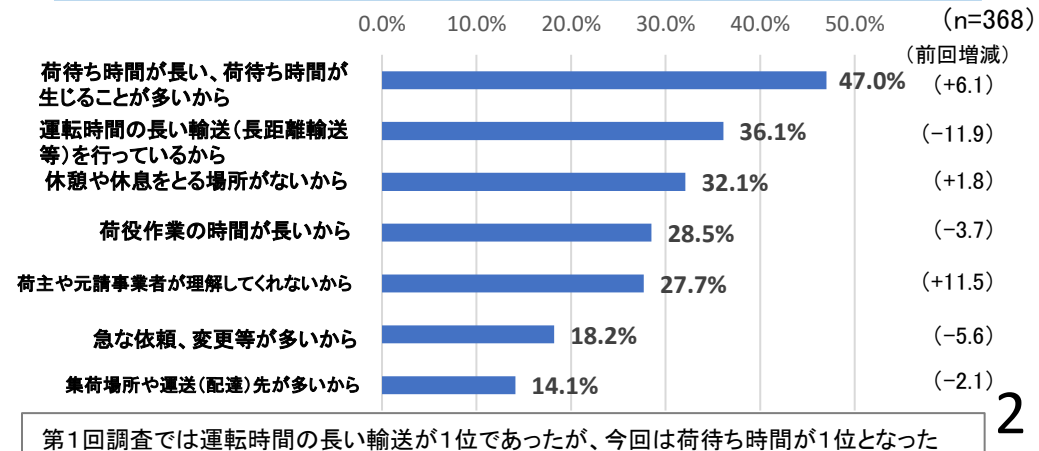
※遵守できていないドライバーが1人でもいる場合は選択

「1日の拘束時間」が最も多く(54.1%)、次に「1ヵ月の拘束時間」と、「1日の休息期間」(38.3%)、「運転時間」(36.7%)、「連続運転時間」(26.6%)と続く。



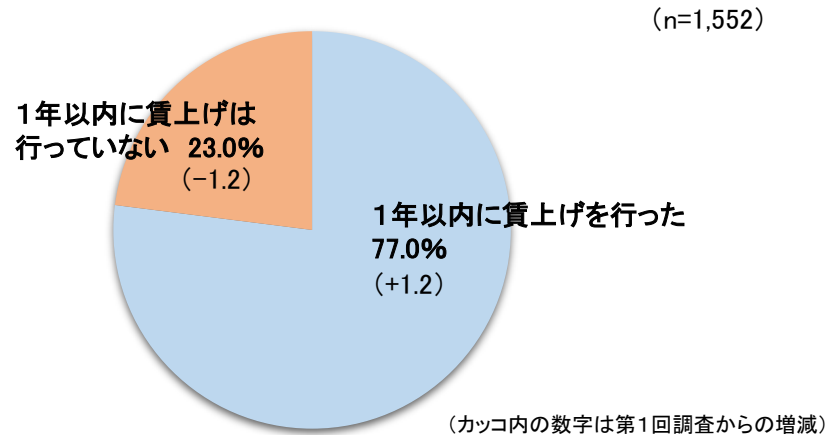
④改正改善基準告示を守れない原因 (複数回答)

「荷待ち時間が長い、荷待ち時間が生じることが多いから」が最も多く(47.0%)、次に「運転時間の長い輸送を行っているから」(36.1%)、「休憩や休息をとる場所がないから」(32.1%)と続く。



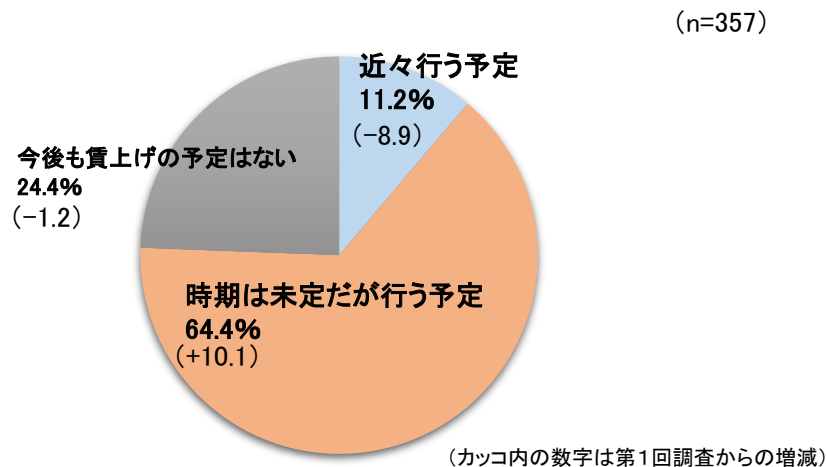
⑤ドライバーの賃上げの実施状況

「1年以内に賃上げを行った」と回答した事業者が4分の3を占めた。



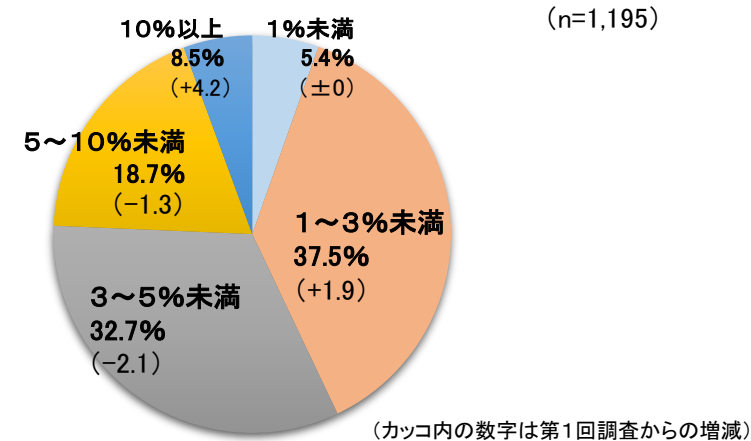
⑦今後の賃上げの予定

「時期は未定だが行う予定」(64.4%)が最も多く、「近々行う予定」(11.2%)と合わせて、4分の3が今後賃上げを行う予定としている。



⑥ドライバーの賃上げ率

「1～3%未満」(37.5%)が最も多く、次に「3～5%未満」(32.7%)、「5～10%未満」(18.7%)となった。

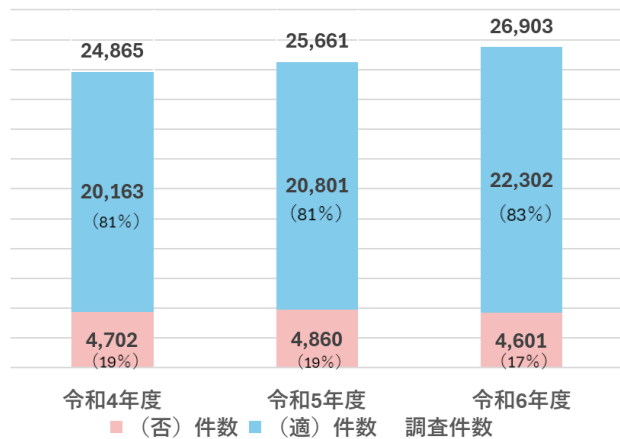


巡回指導における勤務時間等基準告示違反の状況

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

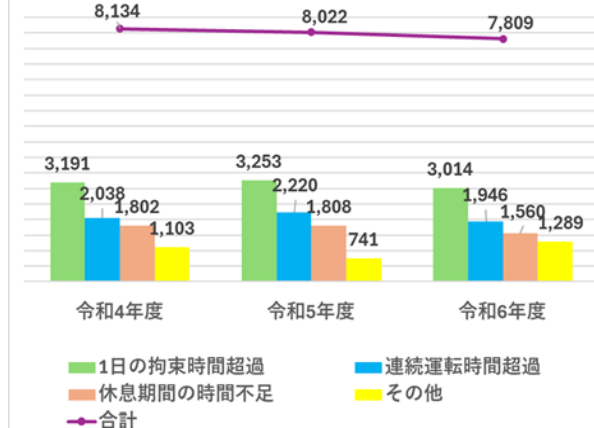
①労働時間に関する違反状況

労働時間に関する適・否の件数（令和4年～6年度）



- ・令和6年度における否の件数は、令和5年から259件減少。
- ・巡回指導における勤務時間等基準告示違反で指摘した事業所は、全調査事業所数26,903所のうち4,601所（17.1%）。

指摘事項の件数（令和4年～6年度）



- ・指摘事項の内訳は以下のとおり（令和6年度）

主な指摘事項	件数	全調査事業所に対する割合
1日の拘束時間	3,014 件	11.2%
連続運転時間	1,946 件	7.2%
休息期間	1,560 件	5.8%
その他	1,289 件	4.8%

②巡回指導における否の状況

- ・建設関係においては着荷主での待機時間、一般雑貨・食品関係においては発荷主での待機時間が問題となっている。（関東）
- ・北関東地域へは1日で行ける距離であるため、1日の拘束時間・連続運転時間・休息期間の指摘が多い。（中部）
- ・青果物や水産物では、リードタイムにより運賃が異なるため、高い運賃をもらうために無理をする事業者が違反となる場合がある。一部の事業者は中継輸送やモーダルシフトを活用しているが、活用できている事業者は少ない。（九州）

③事業者による労働時間遵守の対策事例

- ・改善基準告示のリーフレットを基に荷主に説明し、拘束時間の削減に成功した。
- ・元請に荷積み・荷卸し時間の短縮を何度も要請した結果、時間が短くなり拘束時間の違反がなくなった。
- ・フェリー輸送を利用して労働時間を短縮している。

④その他

- ・荷主や元請に要請したが、変化が見られないためにその仕事を止めた。